

## 前期第9問検察レジュメ(反対尋問)

文責:1班

1. 弁護レジュメ 1 頁 19 行目「Ⅱ.学説の検討」において「行為者が単に犯罪事実の表象しただけでは足りず」というが、構成要件該当事実の認識がある以上、違法性の認識はあるのではないか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 20 行目「Ⅱ.学説の検討」では、法的に許されないことを知っていて初めて道義的非難をできるという。しかし、違法性を知ることができなかったといても入念に調べた上で違法性の認識ができなかった場合、軽率に誤信した場合といったように過失の態様は様々である。にもかかわらず一律に故意犯を否定してよいのか。
3. 弁護レジュメ 2 頁 9 行目「Ⅱ.学説の検討」C-2 説の批判における「根本的な疑問」とはなにか。
4. 弁護レジュメ 2 頁 9 行目「Ⅱ.学説の検討」C-2 説の批判において「究極的に責任論における責任故意、責任過失の区別を論ずる」とはどのようなことか。